

(電子メール施行)
教体第1530号
令和3年10月19日

県立学校長 様

教 育 長

今後の教育活動について

9月30日をもって緊急事態宣言が解除された以降も、県民の皆様のご協力によって、県内における新規感染者は本日29人、1週間平均でも25.7人となり、ステージⅢから全ての項目が下回る状況になりました。

このことを踏まえ、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内に発出されていた規制について、21日をもって飲食店等の時短要請等は解除となりましたが、今後とも感染再拡大に十分警戒する必要があるため、引き続き基本的な感染対策の徹底に加え、国の方針に基づくイベント開催制限等が求められています。

教育活動については、既に10月14日をもって部活動の県外活動、保護者やOBによる指導等の制限は解除しておりますが、このたびは熱中症に関する注意喚起を解除します。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではありません。今後とも、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染防止対策に十分に留意願います。

近頃、朝夕の寒さに対し日中は秋晴れと寒暖差を感じる季節となりました。教職員の皆様には、体調管理に十分注意するとともに、コロナ禍のストレスを解消するよう芸術文化、スポーツなどに親しむよう、改めて周知願います。